

平成 21 年 8 月 7 日
企業会計基準委員会

「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」の 公表

コメントの募集

我が国の会計基準等では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」などにおいて、時価が定義されており、また、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」、企業会計基準適用指針第 23 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」などでは、時価の算定方法が示されています。

当委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会 (IASB) と共同で公表した「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意) を踏まえ、国際的な会計基準の取扱い及びその動向に留意しつつ、公正価値測定の考え方及びその開示について検討を重ねてきました。この検討の中には、公正価値の概念、その測定方法及び開示についての論点が含まれています。

今般、平成 21 年 8 月 4 日の第 182 回企業会計基準委員会において、これらの公正価値測定の見方及びその開示に関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理(以下「本論点整理」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 21 年 10 月 5 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : kouseikachi-ronten_2009_asbjdp@asb.or.jp
ファクシミリ : 03-5510-2717

本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目 的

本論点整理は、我が国の会計基準等で定められた公正価値測定の考え方の整理及び開示のあり方（対象や項目など）について検討を行うにあたり、公正価値の概念、その測定方法及び開示に関する論点を示し、議論の整理を図ることを目的としている。当委員会では、本論点整理に寄せられる意見を参考に、金融商品を中心とした公正価値測定の考え方の整理及び開示のあり方について検討を続けていく予定である。

なお、本論点整理は、個別の会計基準等で定められている会計処理の見直しなどについて取り扱うものではない。

【論点 1】公正価値の概念

[論点 1-1] 公正価値の定義

< 米国財務会計基準書（SFAS）第 157 号「公正価値測定」及び IASB の公開草案（ED）「公正価値測定」における公正価値の定義 >

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格、又は負債の移転のために支払うであろう価格である（出口価格）。

< 我が国における時価の定義 >

時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。

<論点 1-1-1>市場参加者の視点

市場参加者が取引を行うと想定した場合の独立した当事者間の価格を公正価値とする点につき、定義の表現には違いがあるものの、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。

<論点 1-1-2>秩序ある取引

強制された取引などのケースは、秩序ある取引とはならないとされており、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。

<論点 1-1-3>参照市場の前提

国際的な会計基準では、報告企業が複数の市場にアクセスできる場合に参照市場を決定するにあたって、報告企業の観点から判断することとされており、この考え方に基づくことにより、企業実態に即した公正価値が財務諸表に報告されるとされている。我が国では、このような一般的な参照市場の考え方は示されていないため、国際的な会計基準と同様の考え方を取り入れる方向で検討してはどうかと考えられる。

<論点 1-1-4>出口価格の概念

我が国においては、購買市場と売却市場とが区別されない活発な取引が行われるような単一の市場がある場合は、入口価格と出口価格に差異はないが、そのような単一の市場がない場合は、再取得を前提とするのか移転を前提とするのかで、いわゆる入口価格と出口価格は異なるとされている。このように我が国においては、時価について入口価格と出口価格の両方に言及されているが、公正価値の概念を整理する上では、国際的な会計基準の考え方と同様に移転概念に基づく出口価格に統一する方向で検討してはどうかと考えられる。

<論点 1-1-5>ビッド・アスク・スプレッド

金融商品の場合、業者が要求するスプレッドは、実務において仲値をベースとして考えられているため、仲値を簡便的に容認するという考え方ではなく、仲値が公正価値となるのではないかという意見がある。

一方、スプレッドが小さい場合は仲値でも問題ないとしても、スプレッドが大きい場合については、報告企業がアクセスできる市場が購買市場と売却市場とに分断されているケースであるとも考えられるため、必ずしも仲値が公正価値を表すとは限らず、この際、スプレッドに含まれている、オリジネーション費用や流動性プレミアム等の要素を適切に考慮する必要があるという意見もある。この意見を踏まえた場合、一様に仲値を公正価値とすることは適切ではないと考えられ、国際的な会計基準と同様に、ビッドとアスクとの間の「公正価値を最も表している価格」を報告企業が判断する方向で検討してはどうかと考えられる。

[論点 1-2] 当初認識時における公正価値

国際的な会計基準では、取引価格が当初認識時における公正価値を表さないケースとして次の 4 つを例示している。これは、市場参加者の視点、秩序ある取引、参照市場といった公正価値の定義を構成する要素を満たさないケースなどが個別に示されているものと考えられるため、我が国においても同様の例示を取り入れる方向で検討してはどうかと考えられる。

- (1) 関連当事者間の取引である場合

- (2) 強制取引や売り手が取引において価格の承諾を強要されている場合
- (3) 公正価値を測定するにあたって取引価格と会計単位が異なる場合
- (4) 公正価値を測定するにあたって取引価格と参照市場が異なる場合

[論点 1-3] 資産又は負債に固有の属性

<論点 1-3-1>資産の売却や使用に関する制限及び取引費用等の取扱い

公正価値の概念が、市場参加者の視点及び第三者への資産又は負債の移転を前提としていることから、資産の売却や使用に関する制限及び取引費用など、資産又は負債に固有の属性を公正価値測定に際して考慮することや、そのような固有の属性を特定するにあたって当該属性が市場参加者に移転するか否かによって判断することは適切であると考えられる。

<論点 1-3-2>負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い

非上場デリバティブのような負債の公正価値測定に際して、不履行リスクを含めることについては、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はなく、公正価値で測定する範囲は異なり得るものの、負債の公正価値測定には、不履行リスクを含めるべきであると考えられる。

ただし、どの負債を公正価値で測定するのかについては、個別の会計基準の問題であり、当該論点については、本論点整理の対象外である。

[論点 1-4] 取引量に応じた割引・割増要素の取扱い

大量保有要因による流動性コストの調整について、国際的な会計基準のように当該調整が企業固有又は取引費用に準ずると考えた場合は、禁止することが適切であると考えられるため、同様の取扱いとする方向で検討してはどうかと考えられる。ただし、我が国の実務においては、このような調整を行っているケースもあるため、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

[論点 1-5] 最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定

国際的な会計基準において、最有効使用の考え方は、不動産などのように複数の代替的な使用が行われる可能性を有している場合に適用される概念とされているが、我が国においても、不動産について最有効使用の考え方に基づく評価の考え方が取り入れられており、その考え方に大きな差異はないと考えられる。

【論点2】公正価値の測定方法

〔論点2-1〕公正価値のヒエラルキー

国際的な会計基準では、公正価値を測定するにあたって用いられるインプット¹について、次の表のとおり3つのレベルに分類の上、優先順位付けされており、原則として、観察可能なインプットを最大限利用し、観察不能なインプットの利用を最小限にしなければならないとされている。

分類	観察可能性	具体的なインプット	
レベル1	観察可能	活発な市場	・ 同一の資産又は負債の公表価格
レベル2			・ 類似の資産又は負債の公表価格
		活発でない市場	・ 同一若しくは類似の資産又は負債の公表価格
		・ 公表価格以外の観察可能なインプット ・ 相関関係等を用いて観察可能な市場データにより裏付けられたインプット	
レベル3	観察不能	・ 市場参加者が用いる仮定に関して報告企業自身の見積りを反映したインプット	

我が国においても、このような公正価値ヒエラルキーを導入することにより、公正価値測定の実施の透明性及び比較可能性が高まるという意見もあるため、当該ヒエラルキーを導入する方向で検討してはどうかと考えられる。

〔論点2-2〕市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

<論点2-2-1>市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

市場が活発でなくなった場合における公正価値測定の取扱いについて、国際的な会計基準では主に次の事項に関して詳細なガイダンスが示されているが、我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はないと考えられる。

- (1) 活発でない市場の判断
- (2) 秩序ある取引か否かの判断
- (3) 市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定

<論点2-2-2>ブローカー等の公表価格の利用

我が国では、活発な市場がない場合に用いられるブローカーから入手した価格について、ブローカーの属性により価格の信頼性などを判断することとされているものの、自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされている。

¹ インプットとは、市場参加者が資産又は負債をプライシングするにあたって用いる仮定のことを幅広く指し、イールドカーブ、インプライド・ボラティリティ、信用リスクなどが含まれる。

るため、価格そのものの信頼性や性質を問題としている国際的な会計基準の考え方と大きく異なるものではないと考えられる。

【論点3】公正価値測定に関する開示

国際的な会計基準では、次のような開示が求められているが、公正価値のヒエラルキー別の開示を導入することにより、透明性や比較可能性が高まるという意見もあるため、我が国においても当該ヒエラルキー別の開示を導入する方向で検討してはどうかと考えられる。

< SFAS 第 157 号と IASB の ED との開示対象及び開示項目の比較 >

開示対象	SFAS 第 157 号	IASB の ED
貸借対照表/財政状態計算書において公正価値で測定されているもの		
上記以外で、公正価値が注記されているもの	×	

開示項目	SFAS 第 157 号	IASB の ED
公正価値の測定額		
ヒエラルキー別の公正価値の測定額		
レベル1とレベル2の間の重要な振替額及びその理由	×	
レベル3について、期首残高から期末残高への調整表、及びその内訳として次の項目を個別に表示		
当期純利益で認識された損益及びその金額が損益計算書/包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明		
その他の包括利益で認識された損益		
購入、売却、発行及び決済額	純額での開示	総額での開示
レベル3への振替額やレベル3からの振替額		
上記の振替の理由	×	
当期純利益で認識された損益()のうち、報告日現在において保有している資産及び負債の損益、及びその金額が損益計算書/包括利益計算書中のどこに表示されているかの説明	未実現損益に限定	
レベル3について、1つ又は複数のインプットを合理的に可能な代替的仮定に変更した場合に、公正価値が著しく変動するときには、当該事実、変動の影響及びその計算方法を開示(インプットの感応度分析)	×	

開示項目	SFAS 第 157 号	IASB の ED
評価技法及びその変更の説明		
インプットに関する開示	×	

SFAS 第 157 号の開示項目のうち × が付いている項目及び の純額での開示については、米国財務会計基準審議会（FASB）の「公正価値測定に関する開示の改善」プロジェクトの中で、IASB の ED と同様の開示を求める方向で検討がなされている。

なお、公正価値測定に関する開示の導入に際しては、次のような意見もあるため、本論点整理に対するコメントも踏まえ、今後さらに検討する必要があると考えられる。

- (1) SFAS 第 157 号では、貸借対照表において公正価値で測定が行われるものについてヒエラルキー別の金額の開示を求めているが、IASB の ED では、公正価値が注記されているものも含めて同様の開示を求めることが提案されており、開示対象の整理が必要ではないか（例えば、金融商品及び賃貸等不動産の時価の開示や退職給付会計における年金資産の開示との関係についてどのように整理するのか。）
- (2) レベル 2 とレベル 3 のヒエラルキーのレベル分けやレベル 3 の調整表については、実務負担が非常に大きい、同一の商品であっても企業によって分類が異なることも考えられ、比較可能性の問題があるとすれば、財務諸表利用者にとって有用な開示であるといえない可能性もあるため、より詳細なガイダンスや開示方法の工夫が必要ではないか。
- (3) レベル 3 に分類されるものは幅が広い、レベル 3 として開示された金額の信頼性等を高めるために、評価技法等の成熟度合いに応じてさらに細分化するなどの配慮が必要ではないか。
- (4) レベル 3 の資産及び負債の購入、売却、発行及び決済額について、IASB の ED では総額での開示が求められているが、総額での開示は実務負担が大きい、慎重に検討してはどうか。
- (5) 今回の金融危機の一因として、商品が複雑になり過ぎてしまったために、不履行リスクが十分に把握できなかったことが指摘されているため、そのようなリスクを適切に把握できるように、当該商品の算定方法の開示を強化してはどうか。一方、このような定性的な開示については、実務負担が大きい、開示方法を工夫してはどうか。

一方、金融危機に対する国際的な要請を踏まえ、改訂 IFRS 第 7 号を公表した IASB の対応と同様、まずは金融商品についてのみ、ヒエラルキー別の開示やレベル 3 に関する開示を導入してはどうかという意見がある。これについては、昨今の金融危機に対する国際的な取組みや国内外の関係者の意見を踏まえ、引き続き検討していく必要があると考えられる。

以 上